

令和4年10月1日付け狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 施行規則の改正及び施行について

1. 改正の概要

令和4年10月1日より東京都の最低賃金の時間単価が1,041円から1,072円に引き上げられることに伴い、報酬月額的时间額換算が1,072円を下回る一般作業並びに報酬時間額が1,072円を下回る一般事務補助、学校給食・保健事務補助、公民館保育士（無資格者）、用務補助及び一般作業補助の5職種について、賃金に関する規定を改正するものである。

2. 施行日

令和4年10月1日

3. 改正前後の比較

狛江市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年規則第17号）の一部を次のように改正する。

詳細については、次頁以降の対照表を参照のこと。

改正後					改正前				
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)				
	職務内容	報酬月額 (円)				職務内容	報酬月額 (円)		
		在職年数2年未満	在職年数2年以上5年未満	在職年数5年以上			在職年数2年未満	在職年数2年以上5年未満	在職年数5年以上
(略)					(略)				
30	一般作業	<u>131,800</u>	<u>137,700</u>	<u>143,700</u>	30	一般作業	<u>128,000</u>	<u>133,700</u>	<u>139,500</u>
(略)					(略)				
別表第2 (第3条関係)					別表第2 (第3条関係)				
	職務内容	報酬月額 (円)	報酬日額 (円)	報酬時間額 (円)		職務内容	報酬月額 (円)	報酬日額 (円)	報酬時間額 (円)
(略)					(略)				
6	一般事務補助			<u>1,080</u>	6	一般事務補助			<u>1,060</u>
(略)					(略)				
17	学校給食・保健事務補助			<u>1,080</u>	17	学校給食・保健事務補助			<u>1,060</u>

改正後				
(略)				
2 7	公民館保育士（無資格者）			<u>1,080</u>
(略)				
2 9	用務補助			<u>1,080</u>
3 0	一般作業補助			<u>1,080</u>
(略)				

改正前				
(略)				
2 7	公民館保育士（無資格者）			<u>1,060</u>
(略)				
2 9	用務補助			<u>1,070</u>
3 0	一般作業補助			<u>1,070</u>
(略)				